

新たな基準に規定すべき項目についての考え方（案）

日本語予備教育を行う留学生別科等の基準に規定すべき項目については、日本語教育機関の告示基準に掲げられる各項目を基本としつつ、以下の考え方で整理することとしてはどうか。

1. 日本語教育機関の告示基準と同様の規定を設ける項目

以下の項目については、日本語予備教育を行う留学生別科等において、日本語教育機関と別途の取扱いをする必要がないことから、日本語教育機関の告示基準と同様の規定を設ける。

- 名称
- 学則
- 設置者（2. に掲げるものを除く）
- 点検・評価
- 健康診断
- 入学者の募集
- 入学者選考
- 地方入国管理局への報告（※文部科学省への報告として規定）

2. 日本語教育機関の告示基準と同様の規定を設けない項目

以下の項目については、学校教育法体系における規定ぶりを踏まえ、日本語予備教育を行う留学生別科等について、特段付加的に規定する必要がないことから、新たな規定は設けない。

- 設置者（欠格事由のうち、学教法第9条に規定する事項、区分経理に関する規定）
- 施設・設備（3. に掲げるものを除く）
- 文部科学大臣からの意見聴取

3. 留学生別科等の趣旨や在留管理上の要請を踏まえて検討すべき項目

以下の項目については、日本語予備教育を行う留学生別科等の趣旨や在留管理上の要請を踏まえ、日本語教育機関の告示基準とは異なる規定ぶりを行うかどうか、協力者会議において検討する。（検討にあたり留学生別科等の実態調査を実施）

- 教育課程
- 生徒数
- 校長、教員、事務職員（特に、教員あたり生徒数、教員の資質、教員あたり授業担当時間数、主任教員の役割 等）
- 施設・設備（生徒あたり校舎・教室面積 等）
- 在籍管理
- 抹消の基準